様式３

リサーチ・アシスタント委嘱通知書

平成　　年　　月　　日

（所属）

（氏名）　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（部局等名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（部局長等名）　　　　　　　　　　　　印

下記のとおり、リサーチ・アシスタント研究業務を委嘱します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 委嘱名称 | リサーチ・アシスタント |
| 委嘱期間 | 平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日（　　カ月） |
| 研究プロジェクト等名 |  |
| 研究業務の謝金単価 | 月額　　　　　　　　円 |
| 研究チームの代表者 | （所属・職名）  （氏名） |

※　裏面には、案内とともにこの業務に従事するにあたっての契約事項を記載しております。

上記内容とともに裏面の内容を確認いただき同意いただける場合には、本通知書を両面コピーし、同意書として次に署名のうえ部局等の長へ提出くださるようお願いいたします。

なお、同意書が提出されなかった場合には、ＲＡの業務を委嘱しないこととします。

同　　意　　書

部局等の長

　　　　　　　　　　　殿

上記の内容等について同意いたします。

平成　　年　　月　　日

氏名（署名）

留意事項

裏　　面

１．研究業務の対価は、謝金として支給し、銀行振込により毎月１７日に支給する。ただし、１７日が土曜日若しくは日曜日に当たるときには、直前の金曜日に支給する。さらに、１７日が日曜日で、直前の金曜日が祝日の場合は、１８日の月曜日に支給する。

２．研究業務の対価は、地方税法の施行に関する取扱いについて４の２の５により給与所得の取扱いとし、毎月所得税を源泉徴収した上で支給し、１２月に年末調整を行う。

３．研究成果の取扱いについては、予め研究チームの代表者と協議のうえ定めることとする。

４．業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委嘱期間終了後も、同様とする。

５．毎月末までに委嘱した研究業務について委嘱業務従事報告書により報告しなければならない。報告がない場合には、業務は遂行されなかったものとして扱い、研究業務の対価は支給しないものとする。

６．委嘱した研究業務を履行せず、改善を求められたにもかかわらず是正しない場合には、委嘱を解除する場合がある。

７．研究業務終了時にリサーチ・アシスタント研究業務終了報告書により報告しなければならない。

８．法人の規則を遵守すること。

【参考】

　（a）所得税…税法上、親の扶養親族となっている場合は、１月から１２月までの年収が１０３万円を超えると、親は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得額に応じ、次年度の住民税が算定されます。

　（b）健康保険や共済組合上の被扶養者…年額の見込み額が１３０万円を超えると被扶養者となれません。当初から研究業務単価が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入することが必要となります。

　（C）授業料免除…世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。